

福 島 町

第6期 障がい福祉計画

第2期 障がい児福祉計画

(令和3年度～令和5年度)

福 島 町

「障がい」及び「障害」の表記について

本計画では、「障がい」及び「障害」の表記について、下記のとおりとします。

- 特定の事項を示さない一般的な言い回しについては「障がい」と表記します。
- 「法令や条例等に基づく制度や施設等の名称」や「組織」、「事業等の固有名称」等についてはそのまま表記しております。

第1章 計画の概要

第1	策定の背景と目的	1
第2	計画の位置づけ	1~2
第3	計画の期間及び見直しの時期	2
第4	計画見直しの主なポイント	2~3

第2章 障がい者を取り巻く状況

第1	障がい者（児）の現況	4~6
第2	障がい福祉サービス等の利用状況	7~8

第3章 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

第1	数値目標設定の趣旨	9
第2	国の基本方針に定める目標	
(1)	福祉施設入所者の地域生活への移行	9
(2)	地域生活支援拠点等が有する機能の整備	10
(3)	福祉施設から一般就労への移行	10~11
(4)	障がい児支援の提供体制の整備等	11
(5)	相談支援体制の充実・強化等	12
(6)	障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	12

第4章 障がい福祉サービス等の見込量

第1	障がい福祉サービスの見込量	
(1)	訪問系・短期入所サービス	13~14
(2)	日中活動系サービス	14~16
(3)	居住系サービス	16~17
(4)	相談支援	17~18
(5)	障がい児通所支援等	18~19
(6)	精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	20
第2	地域生活支援事業のサービス見込量	21~22
第3	その他障がい福祉サービスの見込量等	23

第5章 計画の推進に向けて

第1	関係機関との連携	24
第2	計画の点検・評価	24

第1章 計画の概要

第1 策定の背景と目的

(1) 背景

市町村は国の法律に基づき、下記のとおり障がい者（児）に関する計画を策定することとされています。

- 障がい者の状況を踏まえ、障がい者の施策に関する基本的な計画「市町村障害者計画」
- 根拠法令…「障害者基本法 第11条3項」
- 障がい福祉サービスの提供体制の確保等、業務の実施に関する計画「市町村障害福祉計画」
- 根拠法令…「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法という） 第88条」
- 障がい児福祉サービスの提供体制の確保等、業務の実施に関する計画「市町村障害児福祉計画」
- 根拠法令…「児童福祉法 第33条の20」

町では「福島町第3期障がい者福祉計画（平成30年度～令和4年度）」を策定し、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念の下、障がい者に関する施策を進めており、「福島町第6期障がい福祉計画」及び「福島町第2期障がい児福祉計画」を、令和3年度から令和5年度の期間で策定するものです。

(2) 目的

「福島町第6期障がい福祉計画」及び「福島町第2期障がい児福祉計画」は、障がい者（児）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域において必要な障がい福祉サービスや相談支援等が計画的に提供されるように、前計画の実施状況等を踏まえ、国の定めた基本的な指針及び北海道の方針に基づき、令和5年度末に向けて数値目標を設定し、サービス見込量や提供体制の確保方法等について定めるものです。

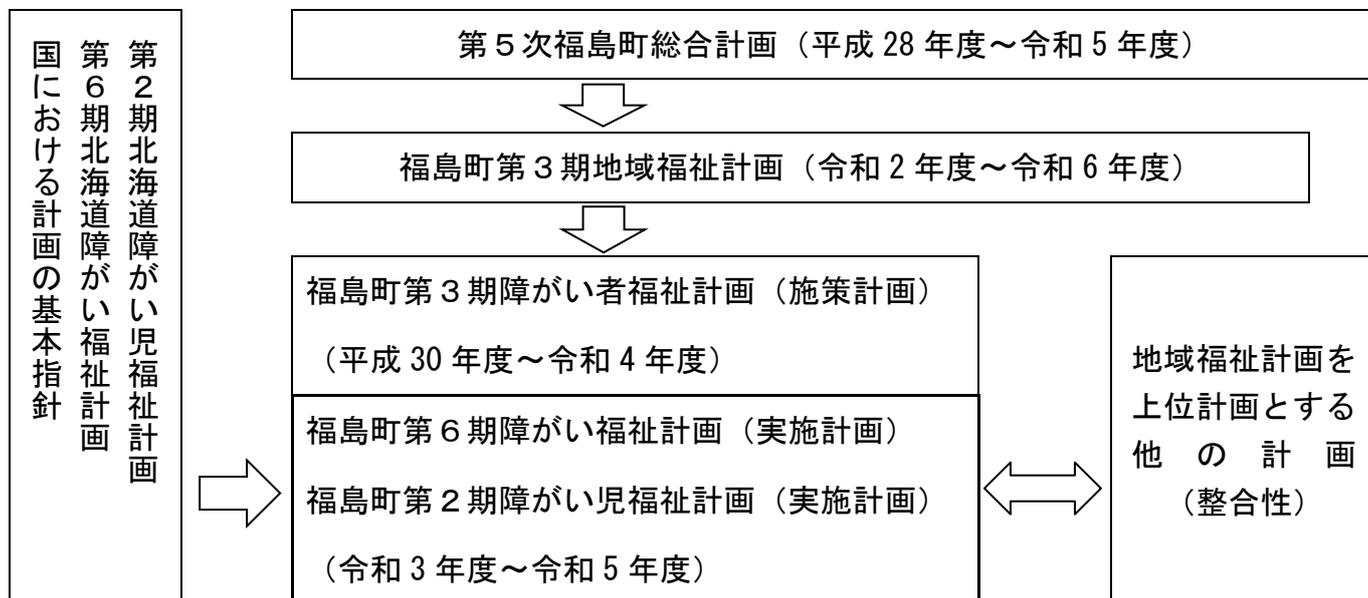
第2 計画の位置づけ

「福島町第6期障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条の規定による市町村障害福祉計画であり、障害者福祉計画の中の実施計画的な位置づけとして、障がい福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保のため、具体的な数値目標を定めるものです。

また、「福島町第2期障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20の規定による市町村障害児福祉計画であり、障がいのある児童に対しライフサイクル全体を通じた支援の推進のため、福島町第6期障がい福祉計画と一体のものとして定めるものです。

なお、本計画は、町の最上位計画である「福島町総合計画」、地域福祉の上位計画である「福島町地域福祉計画」やその他の関係計画との整合性を図りながら、策定するものです。

■「福島町第6期障がい福祉計画」及び「福島町第2期障がい児福祉計画」と他計画の関連



第3 計画の期間及び見直しの時期

「福島町第6期障がい福祉計画」及び「福島町第2期障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年間となります。ただし、計画の途中であっても、社会情勢の変化や制度改正等により必要に応じて計画の見直しを行います。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福島町第4期障がい福祉計画			福島町第5期障がい福祉計画			福島町第6期障がい福祉計画		
				福島町第1期障がい児福祉計画		福島町第2期障がい児福祉計画		

第4 計画見直しの主なポイント

○福祉施設入所者の地域生活への移行

…グループホームや一般住宅への移行及び施設入所者の減を目標とします。

○地域生活支援拠点の機能充実

…圏域内の設置は完了してますが、機能の充実を図るため年1回以上運用状況を検証・検討します。

○福祉施設から一般就労への移行等

…「就労移行支援事業」「就労継続支援A型」「就労継続支援B型」を使用し、一般就労への移行を目標とします。

…一般就労への移行者については、移行後、「就労定着支援事業」のサービス利用がある事を目標とします。

○相談支援体制の充実・強化等

…町または圏域において「総合的・専門的な相談支援の実施」及び「地域の相談支援体制の強化」を実施する体制を確保します。

○障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

…町において障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を確保します。

○障がい福祉サービス等の見込量調整

…令和3～5年の障がい福祉サービス等見込量について、実績の推移を踏まえ算定します。

…なお、新規に見込む内容は下記のとおりです。

- 地域生活支援拠点等（設置箇所、検証・検討の実施回数）
- 医療的ケア児に対する関係分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
- 発達障がい者等に対する支援
- 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築（協議の場の開催等）

第2章 障がい者を取り巻く状況

第1 障がい者（児）の現況

(1) 各障害者手帳の所持状況

町の各障害者手帳の交付状況は、身体障害者手帳においては減少傾向にありますが、療育手帳及び精神障害者手帳は多少の増減はありますが、ほぼ横ばいで推移しております。

また、町の人口に対する所持者の割合も、減少傾向となっております。なお、北海道全体では、人口に対する障害者手帳の所持者の割合は、何れも増加傾向にあります。

○各障害者手帳所持者の推移

(各年度3月31日現在)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
町 人 口	4,464	4,286	4,186	4,053	3,915
身体障害者手帳	356	331	296	286	269
18歳以上	353	328	295	285	267
18歳未満	3	3	1	1	2
町人口に対する所持割合	8.0%	7.7%	7.1%	7.1%	6.9%
療 育 手 帳	58	57	58	57	56
18歳以上	47	46	50	48	48
18歳未満	11	11	8	9	8
町人口に対する所持割合	1.3%	1.3%	1.4%	1.4%	1.4%
精神障害者保健福祉手帳	27	30	31	34	28
18歳以上	27	30	31	34	28
18歳未満	0	0	0	0	0
町人口に対する所持割合	0.6%	0.7%	0.7%	0.8%	0.7%
町人口に対する所持割合(全手帳)	9.9%	9.8%	9.2%	9.3%	9.0%

※各障害者手帳所持数には、福島町が援護者となっている町外施設入所者等も含まれます。

(2) 身体障がい者（児）の状況

身体障がい者（児）の障がいの等級別を見ると、等級ごとの割合に大きな変動はありませんが、各年度とも1級・2級の重度障がいに区分される方が、全体のほぼ半数を占めている状況にあります。

なお、障がいの種類別では、種類ごとの割合に大きな変動はありませんが、各年度とも下肢障害者の割合が最も多く、手帳所持者全体の約40%を占め、次いで上肢障害・心臓機能障害・聴覚障害の順となっております。

○障がいの等級別 身体障害者手帳所持者の推移

(各年度3月31日現在)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1 級	107	99	89	79	78
	30.1%	29.9%	30.1%	27.6%	29.0%
2 級	68	63	52	47	45
	19.1%	19.0%	17.6%	16.4%	16.7%
3 級	52	49	46	49	44
	14.6%	14.8%	15.5%	17.1%	16.4%
4 級	85	75	67	70	65
	23.9%	22.7%	22.6%	24.5%	24.2%
5 級	23	23	21	22	21
	6.5%	6.9%	7.1%	7.7%	7.8%
6 級	21	22	21	19	16
	5.9%	6.6%	7.1%	6.7%	5.9%
計	356	331	296	286	269

○障がいの種類別 身体障害者手帳所持者の推移

(各年度3月31日現在)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
視覚障害	17	14	14	14	11	
	4.8%	4.2%	4.7%	4.9%	4.1%	
機能障害 聴覚・平衡	聴覚	26	24	21	21	20
		7.3%	7.3%	7.1%	7.3%	7.4%
機能障害 聴覚・平衡	平衡機能	0	0	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
音声・言語・そしゃく機能	3	3	3	4	3	
	0.8%	0.9%	1.0%	1.4%	1.1%	
肢体不自由障害	上肢	69	62	58	49	48
		19.4%	18.7%	19.6%	17.1%	17.9%
	下肢	137	130	117	113	107
肢体不自由障害	体幹	38.5%	39.3%	39.5%	39.5%	39.8%
		23	22	15	15	12
肢体不自由障害	体幹	6.5%	6.6%	5.1%	5.3%	4.5%
		0	0	0	0	0
障害 運動機能	上肢機能	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		0	0	0	0	0
障害 運動機能	移動機能	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		0	0	0	0	0
内部障害	心臓機能	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		53	53	48	50	46
	心臓機能	14.9%	16.0%	16.2%	17.5%	17.1%
		15	12	12	10	13
	じん臓機能	4.2%	3.6%	4.1%	3.5%	4.8%
		3	3	2	2	2
	呼吸器機能	0.8%	0.9%	0.7%	0.7%	0.7%
10		8	6	8	7	
ぼうこう・直腸機能	2.8%	2.4%	2.0%	2.8%	2.6%	
	0	0	0	0	0	
小腸機能	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	0	0	0	0	0	
免疫機能	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	0	0	0	0	0	
肝臓機能	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	0	0	0	0	0	
計	356	331	296	286	269	

(3) 知的障がい者（児）の現況

知的障がい者（児）の状況は、療育手帳を所持している人は、多少の増減はありますが、ほぼ横ばいで推移しております。また、等級別の所持割合については同程度となっております。
 なお、所持者の半数以上は、町外の障がい者支援施設等を利用している状況です。

○障がいの等級別 身体障害者手帳所持者の推移 (各年度3月31日現在)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A（最重度・重度）	31	30	29	28	29
	53.4%	52.6%	50.0%	49.1%	51.8%
B（中度・軽度）	27	27	29	29	27
	46.6%	47.4%	50.0%	50.9%	48.2%
計	58	57	58	57	56

(4) 精神障がい者（児）の現況

精神障害者保健福祉手帳を所持している人は、多少の増減はありますが、ほぼ横ばいで推移しております。なお、等級別の所有割合では、2級が半数以上を占めております。

また、精神障がいに関連する自立支援医療（精神通院）の受給者についても、多少の増減はありますが、ほぼ横ばいで推移しております。

○障がいの等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移 (各年度3月31日現在)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1 級	5	5	4	3	2
	18.5%	16.7%	12.9%	8.8%	7.1%
2 級	17	21	23	26	22
	63.0%	70.0%	74.2%	76.5%	78.6%
3 級	5	4	4	5	4
	18.5%	13.3%	12.9%	14.7%	14.3%
計	27	30	31	34	28

○自立支援医療（精神通院）受給者数 (各年度3月31日現在)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
継 続	51	51	56	53	51
新 規	2	6	2	5	3
計	53	57	58	58	54

【参考】北海道の各障害者手帳交付状況(平成 30 年度末)

- ・身体障害者手帳手帳手帳 0298,536 人
- ・療育手帳手帳手帳手帳 0063,048 人
- ・精神障害者保健福祉手帳 0048,780 人



第2 障がい福祉サービス等の利用状況

福島町第5期障がい福祉計画における障がい福祉サービス等（自立支援給付費、地域生活支援事業）の利用実績については、以下のとおりとなっております。

当町における障がい福祉サービス利用者は、ほぼ横ばいで推移しております。（令和2年度は見込となっております。）

なお、日中一時支援事業やタクシー助成事業などの展開により、障がい者の日中活動の機会の拡充が図られております。

（1）障がい福祉サービスの利用状況〔介護給付費・訓練等給付費・相談支援給付費〕

サービス区分		単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	見込
訪問系・短期入所	居宅介護	人分	1	1	1	1	1	0
		時間/月	8	8	8	8	8	0
	重度訪問介護	人分	0	0	0	0	0	0
		時間/月	0	0	0	0	0	0
	同行援護	人分	0	0	0	0	0	0
		時間/月	0	0	0	0	0	0
	行動援護	人分	0	0	0	0	0	0
		時間/月	0	0	0	0	0	0
	重度障害者等包括支援	人分	0	0	0	0	0	0
		時間/月	0	0	0	0	0	0
短期入所	人分	2	1	2	0	2	0	
	日/月	28	3	28	0	28	0	
日中活動系	療養介護	人分	5	5	5	5	5	5
	生活介護	人分	27	27	28	28	29	24
	自立支援（機能訓練）	人分	0	0	0	1	0	0
	自立支援（生活訓練）	人分	0	0	0	0	0	0
	就労移行支援	人分	0	0	1	0	1	0
	就労移行支援（A型）	人分	1	1	1	0	1	1
	就労移行支援（B型）	人分	6	7	7	8	9	9
	就労定着支援	人分	0	0	0	0	0	0
居住系	自立生活援助	人分	0	0	0	0	0	0
	共同生活援助（共同生活介護）	人分	20	22	21	22	23	21
	施設入所支援	人分	20	17	19	18	18	18
相談支援	計画相談支援	人（月）	4	3	1	3	2	3
	地域移行支援	人分	1	0	1	0	1	0
	地域定着支援	人分	1	0	1	0	1	0

(2) 障がい児福祉サービスの利用状況 [障害児通所給付費・相談支援給付費]

サービス区分	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
児童発達支援 (児童デイサービス)	人分	1	0	2	1	3	0
	回/月	2	0	4	1	6	0
医療型児童発達支援	人分	0	0	0	0	0	1
	回/月	0	0	0	0	0	1
放課後デイサービス	人分	0	1	0	2	0	1
	回/月	0	2	0	7	0	12
保育所等訪問支援	人分	0	0	0	0	0	0
	回/月	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人分	0	0	0	0	0	0
	回/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人分	0	2	0	0	0	1

(3) 地域生活支援事業の利用状況

事業名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
成年後見制度利用支援事業	人	1	0	1	0	1	0
コミュニケーション支援事業	人	1	0	1	1	1	0
日常生活用具支給等事業	件	88	83	88	67	88	61
移動支援事業	人	1	0	1	0	1	0
	時間	18	0	18	0	18	0
日中一時支援事業	人	2	0	2	0	2	1
	日	12	0	12	0	12	2
地域活動支援センター	人	1	0	1	0	1	0

(4) その他障がい福祉サービス等の利用状況

事業名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
重度心身障がい者医療費助成	人	150	138	150	132	150	131
重度心身障がい者タクシー助成	人	40	51	40	45	40	42

第3章 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

第1 数値目標設定の趣旨

数値目標は、国が定める基本指針に則して策定することとされており、福島町第5期障がい福祉計画及び福島町第1期障がい児福祉計画における実績等を勘案し、福島町第6期障がい福祉計画及び福島町第2期障がい児福祉計画の数値目標を設定します。

第2 国の基本指針に定める目標

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、グループホーム・一般住宅等の地域生活へ移行する人数及び福祉施設入所者の減少数の目標を設定します。

なお、目標値は、受け皿となるグループホーム等の整備状況など、地域の実情や入所者の状況を踏まえ、設定することとします。

【国の基本方針】

令和5年度末の施設入所者について、グループホームや一般住宅等への地域生活へ移行（令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上）及び、施設入所者数の減少（令和元年度末時点の施設入所者数の1.6%以上）を目標とする。

【福島町第6期障がい福祉計画の目標値】

項目	数値	国の基本指針
	(移行率)	
令和元年度末時点の施設入所者数（参考）	18人	
令和5年度末時点の地域生活移行者数	2人 11.1%	令和5年度末時点で6.0%以上の移行
令和5年度末時点の施設入所者減少数	1人 5.6%	令和5年度末時点で1.6%以上の減少

【福島町第5期障がい福祉計画の実績】

当町における地域生活への移行者数は、令和元年度末時点で移行した者はありません。
一方で、施設移行者数は、令和2年度末で1人減少を目標としており、目標を達成しております。

項目	目標	実績	国の基本指針
	(R2)	(R元)	
平成28年度末時点の施設入所者数（参考）		19人	
令和2年度末時点の地域生活移行者数	2人	0人	令和2年度末時点で9.0%以上の移行
令和2年度末時点の施設入所者減少数	1人	1人	令和2年度末時点で2.0%以上の減少

(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の整備

地域生活支援拠点等の整備については、当町単独での整備が困難な状況であることから目標設定はしないこととし、圏域における運用状況の検証及び検討を進めることとします。

【国の基本方針】

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に1つ以上整備し、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

I. 一般就労への移行者数の設定

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する人数の目標を設定します。

【国の基本方針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とし、サービス別に目標値を定める。

就労移行支援事業…令和元年度実績の1.30倍以上

就労継続支援A型…令和元年度実績の1.26倍以上

就労継続支援B型…令和元年度実績の1.23倍以上

【福島町第6期障がい福祉計画の目標値】

項目		数値	国の基本指針
令和元年度の一般就労への移行実績(参考)		0人	
令和5年度末時点の一般就労移行者数		3人	令和5年度中に令和元年度実績の1.27倍以上の移行
内 訳	就労移行支援事業による移行	1人	令和5年度中に令和元年度実績の1.30倍以上の移行
	就労継続支援A型による移行	1人	令和5年度中に令和元年度実績の1.26倍以上の移行
	就労継続支援B型による移行	1人	令和5年度中に令和元年度実績の1.23倍以上の移行

【福島町第5期障がい福祉計画の実績】

当町における一般就労への移行者数は、令和元年度末時点で移行した者はありません。

項目	目標 (R2)	実績 (R元)	国の基本指針
平成28年度の一般就労への移行実績(参考)		0人	
令和2年度末時点の一般就労移行者数	1人	0人	令和2年度中に平成28年度実績の1.50倍以上の移行

II. 就労定着支援事業利用者の設定

就労定着支援事業の令和5年度末における利用者数の目標を設定します。

【国の基本方針】

就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度末の利用者数が令和元年度末の移行実績の7割以上が利用し、就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上となる。

【福島町第6期障がい福祉計画の目標値】

項目	数値	国の基本指針
令和元年度の一般就労への移行実績（参考）	0人	
令和5年度末時点の就労定着支援事業利用者数	1人	令和元年度の一般就労移行者の7割以上が利用

（4）障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児については、児童とその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を提供するための体制の構築を図ることが重要です。そのため、障がい児支援の提供体制等について、現状では当町単独での整備は困難な状況であることから目標設定はしないこととし、圏域における体制の構築等を検討します。

【国の基本方針】

- ① 令和5年度末までに各市町村又は各圏域1カ所以上の児童発達支援センターの設置を基本とする。また、各市町村又は各圏域に設置した児童発達支援センターが保育所等訪問を支援できる体制を構築することを基本とする。
- ② 令和5年度末までに各市町村又は各圏域に主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1カ所以上確保することを基本とする。
- ③ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに各都道府県、各市町村又は各圏域において、関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【福島町第1期障がい児福祉計画時点での状況】

国の基本方針に基づく目標	現 状
児童発達支援センターの設置	圏域内に設置済み
重度心身障がい児支援事業所	圏域内に設置済み
医療的ケア児関係機関の協議の場の設置	圏域内に設置済み
医療的ケア児コーディネーター	圏域内に配置済み

(5) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化を図るため、令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援の実施を強化する体制を確保します。

これらの取組を推進するため、基幹相談支援センター又は障害者就労・生活支援センターがその機能を担うことを検討します。

なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えないこととされています。

【福島町第6期障がい福祉計画及び福島町第1期障がい児福祉計画の目標値】

国の基本方針	目 標
障がいにおける総合的・専門的な相談支援の実施の有無	令和5年度末までに実施
地域の相談支援事業に対する訪問等による指導・助言件数	令和5年度末までに1件以上実施する
地域の相談支援事業の人材育成の支援件数	令和5年度末までに1件以上実施する
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	令和5年度末までに1回以上実施する

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等が多様化している現状を踏まえ、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供することが求められており、障がい者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障がい福祉サービス等の利用状況の把握、提供状況が十分であることを検証する事が望ましいとされています。

これらの取組に向けた体制を令和5年度までに構築し、障がい福祉サービス等の質の向上を図ります。

【福島町第6期障がい福祉計画及び福島町第1期障がい児福祉計画の目標値の目標値】

国の基本方針	目 標
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	令和5年度末までに1名以上研修に参加する
障がい者自立支援審査支払等システムの審査結果を関係機関と共有する体制の有無	令和5年度末までに体制を構築する
指導監査結果の関係市町村との共有	令和5年度末までに1回以上実施する

第4章 障がい福祉サービス等の見込量

第1 障がい福祉サービスの見込量

これまでの各サービスの利用実績等を勘案のうえ、令和5年度までの各年度における障がい福祉サービスの必要量を設定します。

(1) 訪問系・短期入所サービス

①居宅介護

障がいのある者（児）を対象に、家庭にヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助を行うものです。

サービス種類（訪問系）		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	人	1	1	1
	時間/月	8	8	8

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者及び重度の知的障がい者並びに精神障がい者で、行動上著しい困難を有する障がい者で常時介護を要する人に対象に、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動中の介護を行うものです。

サービス種類（訪問系）		令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度訪問介護	人	0	0	0
	時間/月	0	0	0

③同行援護

視覚障がいにより、移動が著しく困難な人に対象に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護、その他外出する際の必要な援助を行うものです。

サービス種類（訪問系）		令和3年度	令和4年度	令和5年度
同行援護	人	0	0	0
	時間/月	0	0	0

④行動援護

知的障がい者又は精神障がいにより行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人を対象に、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他必要な援助を行うものです。

サービス種類（訪問系）		令和3年度	令和4年度	令和5年度
行動援護	人	0	0	0
	時間/月	0	0	0

⑤重度障害者等包括支援

常時介護を要する障がい者（児）であって、意思疎通を図ることに著しく支障がある者のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある者及び知的障がい者並びに精神障がい者で、行動上著しい困難を有する方に、複数のサービスを包括的に提供するものです。

サービス種類（訪問系）		令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度障害者包括支援	人	0	0	0
	時間/月	0	0	0

⑥短期入所

居宅で介護を行う人の病気などの理由により、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がい者を対象に、当該施設へ短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行うものです。

サービス種類（短期入所）		令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所	人	1	1	1
	日/月	8	8	8

（2）日中活動系サービス

①療養介護

病院において、介護・日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者であって、常時介護を要する者を対象に、主に昼間に病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行うものです。

サービス種類（日中活動系）		令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	人	5	5	5

②生活介護

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等を要する障がい者を対象に、主として昼間において、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行うものです。

サービス種類(日中活動系)		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人	25	26	26
	人日/月	550	572	572

③自立訓練（機能訓練、生活訓練）

障害者支援施設もしくはサービス事業所に通わせ、当該施設等において、生活等に関する相談及び助言、その他必要な支援を行うものです。

（機能訓練）身体障がい者を対象に、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うものです。

（生活訓練）知的障がい者又は精神障がい者を対象に、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練を行うものです。

サービス種類(日中活動系)		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練（機能訓練）	人	0	0	0
	人日/月	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人	0	0	0
	人日/月	0	0	0

④就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者を対象に、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行うものです。

サービス種類(日中活動系)		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	人	0	0	1
	人日/月	0	0	22

⑤就労継続支援（A型、B型）

（A型：雇成型）一般企業等での就労が困難な障がいのある者を対象に、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者に対し、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行うものです。

（B型：非雇成型）通常の事業所に雇用されていた障がい者であって、年齢、心身の状態、その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な人につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行うものです。

サービス種類(日中活動系)		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援A型	人	1	1	2
	人日/月	22	22	44
就労継続支援B型	人	9	10	10
	人日/月	198	220	220

⑥就労定着支援

就労移行支援、就労継続支援等を利用して一般就労へ移行した障がい者に対し、就労及び生活面で発生した課題の解決に向けたアドバイスや、勤務先等の連携を事業者が行う支援です。

サービス種類(日中活動系)		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	人	0	0	1
	人日/月	0	0	22

(3) 居住系サービス

①自立生活援助

施設入所支援、共同生活支援等を過去に利用しており、地域で一人暮らしを希望する障がい者に対し、自立した日常・社会生活を営めるよう、定期的な巡回訪問を事業者が行う支援です。

サービス種類(居住系)		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人	0	0	0

②共同生活援助（グループホーム）

障がいのある方に対して、主として夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うものです。

サービス種類（居住系）		令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人	21	22	23

③施設入所支援

施設に入所する障がい者を対象に、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行うものです。

サービス種類（居住系）		令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	人	18	17	16

（4）相談支援

①計画相談支援

障がい福祉サービス利用者を対象に、サービス利用に係る「サービス等利用計画」を作成し、障がい福祉サービス事業者等との連絡調整など、一定の期間毎にサービス等の利用状況のモニタリングを行うものです。

サービス種類（相談支援）		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援（月平均の利用者数）	人	4	4	4

②地域移行支援

障害者支援施設等に入所している方、または精神科病院に入院している方を対象に、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行等の必要な支援を行うものです。

サービス種類（相談支援）		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援	人	1	1	1

③地域定着支援

単身等で生活する障がいのある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行うものです。

サービス種類（居住系）		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域定着支援	人	1	1	1

④地域生活支援拠点等

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援の機能をもつ場所や体制です。

居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つとしています。

なお、市町村単独での設置が困難な場合は、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成に限り、圏域での設置でも構わないとされています。

サービス内容		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援事業拠点の設置箇所数（町）	所	0	0	0
地域生活支援事業拠点の設置箇所数（圏域）	所	1	1	1
機能充実に向けた検証・検討の実施回数（圏域）	回	1	1	1

そのほか、発達障がい者及びその保護者に適切な支援を行えるよう、町と児童相談所等が連携を保ちながら、相談・指導体制の充実を図ります。

(5) 障害児通所支援等（児童発達支援、障害児相談支援）

①児童発達支援

障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行うものです。

サービス種類(児童発達支援)		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人	2	2	2
	回/月	3	3	3

②医療型児童発達支援

児童発達支援の内容に加え、理学療法等の訓練や医療的管理に基づいた支援を行います。

サービス種類(児童発達支援)		令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療型児童発達支援	人	1	1	1
	回/月	8	8	8

③放課後デイサービス

障がいのある児童を対象に、学校の授業終了後や休業日に生活能力向上のための訓練や社会との交流促進等の支援を継続的に提供するものです。

サービス種類(児童発達支援)		令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後デイサービス	人	1	2	2
	回/月	15	15	15

④保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、小学校等に在籍している障がい児を対象に、集団生活に適応することができるよう障がい児本人への訓練、保育所等施設職員への指導を行う支援です。

サービス種類(児童発達支援)		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援	人	0	0	0
	回/月	0	0	0

⑤居宅訪問型児童発達支援

通所が困難である重度障がいにあたる障がい児を対象に、児童発達支援や放課後デイサービスと同様の支援を受けることができます。

サービス種類(児童発達支援)		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0
	回/月	0	0	0

⑥障害児相談支援

障害児通所支援を利用する障がい児を対象に、サービス利用に係る「障害児支援利用計画」の作成をするとともに、障がい福祉サービス事業者等との連絡調整、一定の期間毎にサービス等の利用状況のモニタリングを行うものです。

サービス種類(相談支援)		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	人	0	0	0

⑦医療的ケア児に対する関係分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

医療的ケア児とは、人工呼吸器の使用や、たん吸引、経管栄養など、退院後も日常的に医療ケアを必要とする子どものことであり、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにするため、コーディネーターを配置するものです。

なお、市町村独自での配置が困難な場合は、圏域の配置であっても差し支えないとされています。

サービス内容		令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児に対する関係分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	0	1

(6) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

①保健、医療及び福祉関係者による協議

地域包括ケアシステムとは、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するシステムです。

今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等関係者による協議の場を設け、地域包括ケアシステム構築における目標を設定し、その評価を行うことにより重層的な支援体制を構築することが重要とされています。

サービス内容		令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議の場の開催回数	回数	0	0	1
関係者の参加者数	人	0	0	10
目標設定及び評価の実施回数	回数	0	0	1

②精神障がい者の各種障がいサービス見込数

精神病床から退院した精神障がい者の地域生活移行は、精神科病院だけでは限界があることから、自治体等の支援が必要になります。地域包括ケアシステムを構築するにあたって、精神障がい者が地域で自分らしい暮らしを送れるよう対応する必要があります。

各障がいサービスの見込量について、精神障がい者にあたる者を再掲したものです。

この見込量を勘案しながら、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムを構築するものです。

サービス内容		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援	人	0	0	0
地域定着支援	人	0	0	0
共同生活援助	人	3	3	3
自立生活援助	人	0	0	0

第2 地域生活支援事業のサービス見込量

障がいのある方が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な形態により「地域生活支援事業」を計画的に実施します。

(1) 成年後見制度利用支援事業

障がいのある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援を行うものです。

また、知的障がいや精神障がいにより判断能力が十分でなく日常生活を営むのに支障がある方を対象に、成年後見制度の利用について必要な費用のすべてまたは一部の支援を行うものです。

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	人	1	1	1

(2) 意志疎通支援事業

聴覚障がいなどのため意志疎通を図ることに支障がある方を対象に、手話通訳者の派遣などによる支援を行います。

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
コミュニケーション支援事業	人	1	1	1

(3) 日常生活用具給付等事業

日常生活上の便宜を図るため、当該用具を必要とする障がいのある人を対象に、日常生活用具の給付または貸与を行うものです。

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件	1	1	1
自立生活支援用具	件	1	1	1
在宅療養等支援用具	件	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	件	1	1	1
排泄管理支援用具	件	108	108	108
住宅改修費	件	1	1	1

(4) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人を対象に、社会参加等の外出時の移動を支援することで地域における自立生活及び社会参加を促進するものです。

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	人	1	1	1
	時間	18	18	18

(5) 日中一時支援事業

障がいのある方で日中における介護者がいない等の理由により、一時的に見守り等の支援の必要がある方を対象に、日中における活動の場を提供し、日常的な訓練及び介護者の負担軽減を図るものです。

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	人	1	1	1
	時間	6	6	6

(6) 地域活動支援センター事業

障がいのある方を対象に、創作的活動、生産活動の機会の提供など、日中における活動の場を提供することで地域社会との交流促進等を行います。

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター	人	1	1	1

第3 その他障がい福祉サービスの見込量等

障がいのある方の経済的負担を軽減するため、北海道の補助金を活用しながら事業を実施します。

(1) 重度心身障がい者医療費助成事業

重度心身障がい者を対象に、医療費による経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるよう医療費の助成を行うものです。(所得制限あり)

○対象者～身体障害者手帳1～2級及び3級の内部障害、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳手帳1級の方

○助成額～初診時一部負担金(町民税非課税世帯)、1割負担(町民税課税世帯)を超えた金額を助成。但し、18歳未満については全額助成。

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療費の助成	人	140	140	140

(2) 重度心身障がい者等タクシー料金助成事業

重度心身障がい者を対象に、通院等交通費の経済的負担を軽減し、外出の機会が促進されるようタクシー料金料金の助成を行うものです。(所得制限なし)

○対象者～身体障害者手帳の下肢・体幹障害1～3級、視覚障害1～2級、内部障害1級、療育手帳A判定の方

○助成額～年36回を上限にチケットを交付し、タクシー料金の基本料金(初乗り料金)を助成する。

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
タクシー料金の助成	人	42	45	48

第5章 計画の推進に向けて

第1 関係機関との連携

計画の推進にあたっては、今後の国の制度改正の動向などを的確に把握し、本計画の推進に活かしていくとともに、多様化する障がい者制度にも適切に対応できるよう、関係機関との連携を深め、相談支援体制の充実に努めます。

また、近隣町等との連携を図りながら、サービスの確保と充実に努めます。

第2 計画の点検・評価

本計画は、各年度において、サービスの供給量のほか、地域生活への移行が進んでいるか等達成状況を把握し、着実な進行管理を行います。また、計画の円滑な推進を図るため、計画の進捗状況・取組・課題について自立支援協議会との効果的な連携や幅広い意見交換を図る体制づくりを進め、計画推進等に反映するとともに着実な目標達成に努めます。

福島町第6期障がい福祉計画
福島町第2期障がい児福祉計画
令和3年 3月

発行：福島町（福祉課）
住所 松前郡福島町字福島820番地
電話 0139-47-3001（代表）